

令和3年度財政的援助団体等監査の結果報告書

令和5年1月
沖縄県監査委員

目 次

第1 監査の概要

1 監査の対象年度及び実施期間	1
2 監査の実施団体及び実施状況	1
3 監査の着眼点	1
4 監査の実施方法	1

第2 監査の結果及び所見

1 監査の結果	4
2 監査所見	5

第3 監査実施団体の財政的援助等の概要

1 公益財団法人沖縄県文化振興会	7
2 沖縄県森林組合連合会	8
3 公益財団法人おきなわ女性財団	8
4 一般財団法人沖縄県セルフセンター	9
5 社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会	9
6 沖縄県男女共同参画センター管理運営団体	10
7 公益財団法人沖縄県生活衛生営業指導センター	10
8 公益財団法人沖縄県畜産振興公社	11
9 公益社団法人沖縄県糖業振興協会	12
10 沖縄県土地改良事業団体連合会	13
11 公益財団法人沖縄県産業振興公社	13
12 一般財団法人沖縄 I T イノベーション戦略センター	14
13 沖縄県中小企業団体中央会	15
14 バイオセンター運営共同体	15
15 ANA スカイビルサービス株式会社	16
16 沖縄国際物流拠点うるま地区管理運営企業体	16
17 沖縄情報通信センター管理運営コンソーシアム	17
18 公益財団法人沖縄県スポーツ協会	17
19 株式会社コンベンションリンクージ	18
20 ザ・テラスホテルズ株式会社	18
21 沖縄空手振興ビジョン推進パートナーズ	18
22 一般財団法人沖縄美ら島財団	19
23 沖縄県住宅供給公社	20
24 沖縄県住宅供給公社・株式会社山浩商事指定管理業務共同企業体	21
25 沖縄県土地開発公社	21
26 宮古空港ターミナル株式会社	21
27 株式会社クリード沖縄	22
28 サンライズリゾート与那原マリーナ管理運営共同企業体	22
29 学校法人KBC学園	23
30 特定非営利活動法人ばんず	23
31 特定非営利活動法人八重山星の会	24
32 公益財団法人暴力団追放沖縄県民会議	24

第1 監査の概要

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により県の財政的援助団体等の出納その他の事務の執行について、沖縄県監査委員監査基準（令和2年沖縄県監査委員告示第1号）に準拠して、監査を実施した。

監査の概要は、次のとおりである。

1 監査の対象年度及び実施期間

- (1) 監査対象年度 令和3年度
- (2) 監査実施期間 令和4年9月1日から同年10月26日まで

2 監査の実施団体及び実施状況

監査を実施した団体は、別表のとおりである。

監査の実施団体は、財政的援助団体等監査実施要領の別記1「財政的援助団体等監査実施選定基準」に基づき、これまでの監査実施状況等も踏まえ選定した。

3 監査の着眼点

監査に当たっては、財政的援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、その目的に沿って行われているかを着眼点として監査を実施した。

4 監査の実施方法

団体から提出された監査調書をもとに、関係書類の確認や団体及び県の所管課から説明を聴取するなどの方法により実施した。

(別表)

監査の実施団体及び実施状況は、次のとおりである。

監査実施団体		監査実施期日	財政的援助等の内容
総務部・文化観光スポーツ部所管			
1	公益財団法人沖縄県文化振興会 (沖縄県公文書館)	令和4年9月1日 令和4年10月25日	出資・指定管理 補助金
環境部所管			
2	沖縄県森林組合連合会 (沖縄県平和創造の森公園)	令和4年9月2日	指定管理・補助金
子ども生活福祉部所管			
3	公益財団法人おきなわ女性財団	令和4年9月8日 令和4年10月25日	出資
4	一般財団法人沖縄県セルプセンター	令和4年9月6日	出資
5	社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会 (沖縄県総合福祉センター)	令和4年9月6日	指定管理・補助金
6	沖縄県男女共同参画センター管理運営団体 (沖縄県男女共同参画センター)	令和4年9月7日	指定管理
保健医療部所管			
7	公益財団法人沖縄県生活衛生営業指導センター	令和4年9月13日	出資・補助金
農林水産部所管			
8	公益財団法人沖縄県畜産振興公社	令和4年9月14日 令和4年10月25日	出資・補助金
9	公益社団法人沖縄県糖業振興協会	令和4年9月1日 令和4年10月5日	出資・補助金
10	沖縄県土地改良事業団体連合会	令和4年9月15日	補助金
商工労働部所管			
11	公益財団法人沖縄県産業振興公社	令和4年9月16日	出資・補助金 損失補償・貸付金
12	一般財団法人沖縄 I T イノベーション戦略センター	令和4年9月20日 令和4年10月26日	出資・補助金
13	沖縄県中小企業団体中央会	令和4年9月21日	補助金・貸付金
14	バイオセンター運営共同体 (沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター)	令和4年9月27日	指定管理
15	ANAスカイビルサービス株式会社 (航空機整備施設)	令和4年9月22日	指定管理
16	沖縄国際物流拠点うるま地区管理運営企業体 (沖縄国際物流拠点産業集積地域うるま地区内賃貸工場及びうるま地区内企業立地サポートセンター)	令和4年9月16日	指定管理
17	沖縄情報通信センター管理運営コンソーシアム (沖縄情報通信センター)	令和4年9月27日	指定管理

監査実施団体		監査実施期日	財政的援助等の内容
文化観光スポーツ部所管			
18	公益財団法人沖縄県スポーツ協会	令和4年9月15日	補助金
19	株式会社コンベンションリンクージ (沖縄コンベンションセンター)	令和4年9月2日	指定管理
20	ザ・テラスホテルズ株式会社 (万国津梁館)	令和4年9月22日	指定管理
21	沖縄空手振興ビジョン推進パートナーズ (沖縄空手会館)	令和4年9月7日	指定管理
文化観光スポーツ部・土木建築部・教育庁所管			
22	一般財団法人沖縄美ら島財団 (沖縄県立博物館・美術館) (県営首里城公園) (沖縄県国営沖縄記念公園内施設(首里城地区内施設)) (沖縄県国営沖縄記念公園内施設(海洋博覧会地区内施設)) (沖縄県立名護青少年の家)	令和4年9月8日 ～9月9日	指定管理・補助金
土木建築部所管			
23	沖縄県住宅供給公社 (県営住宅：中部A地区、中部B地区、南部地区)	令和4年9月13日 令和4年10月26日	出資・指定管理 貸付金
24	沖縄県住宅供給公社・株式会社山浩商事指定管理業務共同企業体 (県営住宅：北部地区)	令和4年9月14日	指定管理
25	沖縄県土地開発公社	令和4年9月16日	出資
26	宮古空港ターミナル株式会社	令和4年9月6日 令和4年10月11日	出資
27	株式会社クリード沖縄 (西原・与那原マリパーク)	令和4年9月20日	指定管理
28	サンライズリゾート与那原マリーナ管理運営共同企業体 (与那原マリーナ)	令和4年9月21日	指定管理
教育庁所管			
29	学校法人KBC学園 (沖縄県立糸満青少年の家)	令和4年9月22日	指定管理・補助金
30	特定非営利活動法人ばんず (沖縄県立宮古青少年の家)	令和4年9月7日	指定管理
31	特定非営利活動法人八重山星の会 (沖縄県立石垣青少年の家)	令和4年9月14日	指定管理
警察本部所管			
32	公益財団法人暴力団追放沖縄県民会議	令和4年9月29日 令和4年10月25日	出資
合計		32団体	

注：監査実施団体欄の()書きは、指定管理者へ管理を行わせている公の施設名である。

注：監査実施期日欄の日付が二段書きのものは、下段が監査委員が監査実施団体へ出向き実地監査を行った日である。

第2 監査の結果及び所見

1 監査の結果

前記の記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政的援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、その目的に沿って行われていると認められた。しかしながら、一部について、是正又は改善を要するものが認められたので、次のとおり指摘事項として掲記する。

(1) 会計事務等に関するもの

ア 会計事務に改善を要するもの

- (ア) 一般財団法人沖縄県セルフセンターでは、令和3年度障害者工賃向上支援事業の委託契約（2,656,500円）において、決裁を経ることなく、契約を締結していた。
(子ども生活福祉部所管)
- (イ) 社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会では、沖縄県総合福祉センター警備保安業務委託契約（8,677,000円）において、月毎の支払額を誤ったため、年額で99,000円の過払いとなっていた。
(子ども生活福祉部所管)
- (ウ) 一般財団法人沖縄美ら島財団では、首里城公園の防火管理者への防火管理者手当が支給されていなかった。
(土木建築部所管)
- (エ) サンライズリゾート与那原マリーナ管理運営共同企業体（与那原マリーナ）では、次のとおり会計事務が適正でないものがあった。
 - a 一般廃棄物の塵芥処理請負契約（月額12,960円）において、増額変更契約を行わず、支払い（月額14,300円）をしていた。
 - b 産業廃棄物の書面での処理委託契約を締結せずに、産業廃棄物の処理委託を行わせていた。
(土木建築部所管)

イ 徴収に努力を要するもの

沖縄県住宅供給公社では、賃貸住宅等に係る家賃等の令和3年度末の未収金が55,370,748円となっており、前回監査時点（平成30年度）より42,475,666円減少しているが、依然として多額となっていた。
(土木建築部所管)

(2) 公の施設の管理に関するもの

ア 公の施設の管理に改善を要するもの

- (ア) 株式会社コンベンションリンクージ（沖縄コンベンションセンター）では、監査時点において消防法（昭和23年法律第186号）に基づく消防用設備等の点検で確認された不良箇所の修繕を一部行っていなかった。
(文化観光スポーツ部所管)

(イ) サンライズリゾート与那原マリーナ管理運営共同企業体（与那原マリーナ）では、県から貸与を受けている物品について、基本協定書第26条に基づく台帳を整備していなかった。

また、県においては、貸与している物品のうち備品に該当するものを備品台帳に登録していなかった。
(土木建築部所管)

イ 公の施設の管理に係る手続に改善を要するもの

(ア) 沖縄コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第44号）第15条第4項の規定に基づき、県は利用料金を承認したときは、その旨告示することとなっているが、当該告示がなされていなかった。

(文化観光スポーツ部所管)

(イ) 万国津梁館の設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第45号）第15条第4項の規定に基づき、県は利用料金を承認したときは、その旨告示することとなっているが、当該告示がなされていなかった。

(文化観光スポーツ部所管)

(3) 補助事業の執行に関するもの

一般財団法人沖縄ITイノベーション戦略センターでは、令和3年度未来のIT人材創造事業補助金に係るパソコン賃貸借契約（231,000円）において、実態と異なる内容で契約を締結していた。
(商工労働部所管)

2 監査所見

令和3年度の財政的援助団体等の監査においては、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、おおむね適正に執行されていると認められた。しかし、一部の団体においては、会計事務や公の施設の管理等に是正又は改善を要するものが認められた。

県においては、財政的援助等の目的に沿って事業が適正かつ効率的に行えるよう、所管する団体への指導・監督に努めていただきたい。

(1) 会計事務の適正化について

財政的援助団体等の会計事務において、決裁を経ることなく契約を締結していたもの、契約に基づく支払額を誤っていたもの、手当の一部が支給されていなかったもの、変更契約を行わないまま支払額を増額していたもの、書面での契約を締結せずに産業廃棄物の処理委託を行っていたもの及び補助事業において実態と異なる内容で契約を締結していたものがあった。

また、未収金の徴収に努力を要するものがあった。

各団体においては、関係規程等に基づいた事務処理の適正確保に努めるとともに、チェック体制の強化など再発防止策を徹底する必要がある。

県においては、団体における会計事務の現状を把握し、関係規程等に基づいた適正な業務執行となるよう指導を強化していただきたい。

(2) 公の施設の管理の適正化について

各団体が管理している公の施設においては、消防法に規定された消防用設備等の修繕を一部実施していないものや備品管理が不適正となっているものがあり、県においては、利用料金の告示がなされていないものがあった。

公の施設は多くの県民に利用されその福祉を増進するものであることから、公の施設を管理する指定管理者や出資団体（以下「指定管理者等」という。）においては、各種法令や基本協定に定められた事項を遵守し、施設の維持管理等を適正に実施する必要がある。

また、県においては、関係法令に基づいて適正に事務処理を行う必要がある。

特に、施設の安全管理については、県と指定管理者等の間で責任の範囲を明確に定め、指定管理者等においては日々の点検等で適切な維持管理を行うとともに、県は指定管理者等の管理状況を適時に検証・指導を行い、自らの責任部分の維持管理については、適切かつ迅速に実施するよう努められたい。

(3) 財政的援助団体等に対する県の指導・監督について

県が出資等を行っている公社等外郭団体は、公益上の必要性や県行政の補完的役割を担う目的で設立されていることから、その設立目的が十分果たせるよう健全な運営を確保する必要がある。

県は、出資法人等について、その自主性を尊重しつつ、設立の趣旨に沿って業務が適正かつ効率的に運営され、県民への行政サービスが向上するよう適切な指導・監督に努めていただきたい。

また、補助金交付団体等に対しては、補助金等の目的に沿って事業が適正に遂行されるよう指導・監督に努めていただきたい。

公の施設の管理については、県自らの事務処理を適正に行うとともに、指定管理者等との連携を密にし、設置目的に沿って利用者へのサービスが安定的、継続的に提供され、更なる向上が図られるよう、指導・監督を行い、あわせて、指定管理者等の経営状況の把握にも努めていただきたい。

第3 監査実施団体の財政的援助等の概要

1 公益財団法人沖縄県文化振興会（出資・公の施設の指定管理・補助金）

(1) 事業の概要

当法人は、文化、芸術、学術の普及、情報の提供、調査研究、交流等を図り、県民の主体的、創造的な文化活動を支援するとともに、歴史資料として重要な公文書等の管理を総合的に行い、もって本県の文化、芸術、学術の振興に寄与することを目的として、平成5年3月に財団法人として設立され、平成23年4月に公益認定を受けて公益財団法人へ移行したものである。

県は、沖縄県公文書館の設置及び管理に関する条例（平成7年沖縄県条例第6号）第4条の規定により、当法人を指定管理者として平成19年度から引き続いて沖縄県公文書館の管理を行っている。

令和3年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① 沖縄県芸術文化祭開催事業
- ② おきなわ文学賞事業
- ③ 沖縄文化芸術を支える環境形成推進事業
- ④ 沖縄県伝統芸能公演支援事業
- ⑤ 文化観光戦略推進事業
- ⑥ 文化活動支援助成事業
- ⑦ 沖縄県公文書館指定管理事業
- ⑧ 公文書関連事業
- ⑨ 市町村等公文書管理支援事業

(2) 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり出資するとともに、指定管理料並びに補助金及び負担金を交付している。

ア 正味財産への出資

指定正味財産375,568,113円のうち342,073,000円、91.1%を出資している。

イ 指定管理料の交付

県が沖縄県公文書館の管理に関する年度協定書第3条第1項に基づいて当法人に対し交付した指定管理料は、227,132,000円となっている。

ウ 補助金等の交付

令和3年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に基づく補助金は、次のとおりである。

（単位：円）

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県文化振興事業等推進費補助金	70,739,055	51,681,557	人件費、事業費 事業費
沖縄県芸術文化祭事業負担金	8,786,603	4,718,000	
合 計	79,525,658	56,399,557	

2 沖縄県森林組合連合会（公の施設の指定管理・補助金）

(1) 事業の概要

県は、沖縄県平和創造の森公園の設置及び管理に関する条例（平成10年沖縄県条例第14号）第3条の規定により、当連合会を指定管理者として平成24年度から沖縄県平和創造の森公園の管理を行わせている。

令和3年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① 指導事業（県内森林組合育成指導）
- ② 販売事業（県産木材等販売）
- ③ 利用事業（指定管理業務等）
- ④ 購買事業（森林組合への事業物資等供給）

(2) 財政的援助等の内容

県は、当連合会に対して次のとおり指定管理料及び補助金を交付している。

ア 指定管理料の交付

県が沖縄県平和創造の森公園の管理に関する年度協定書第3条に基づいて当連合会に対し交付した指定管理料は、33,814,000円となっている。

なお、令和3年度の利用料金収入額は132,100円となっている。

イ 補助金の交付

令和3年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

（単位：円）

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県森林整備担い手対策基金事業補助金	561,704	420,142	林業退職金共済制度助成等

3 公益財団法人おきなわ女性財団（出資）

(1) 事業の概要

当法人は、沖縄県における男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発、女性に関する諸問題の調査研究、女性の社会活動に対する支援等を行うことにより、女性の地位向上及び社会参画の促進を図り、もって男女共同参画社会づくりに寄与することを目的として平成5年12月に財団法人として設立され、平成25年4月に公益財団法人へ移行している。

令和3年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① 男女共同参画社会づくりに関する意識啓発事業
- ② 女性の社会参画支援事業及び男性の地域・家庭参画支援事業
- ③ 女性問題に関する総合的・実践的な調査研究事業
- ④ 女性団体交流ネットワーク事業
- ⑤ 女性の指導者育成事業
- ⑥ 女性情報の収集及び提供に関する事業
- ⑦ 女性問題等に関する相談事業
- ⑧ 男女共同参画推進の拠点となる施設の管理に関する事業

(2) 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して基本財産へ充当した指定正味財産394,347,341円のうち、250,000,000円、63.4%を出資している。

4 一般財団法人沖縄県セルフセンター（出資）

(1) 事業の概要

当法人は、沖縄県における障害者就労支援事業所、地域活動支援センター及び小規模作業所等の事業振興を図り、利用者の自立を促進するとともに、地域における障害者の就労のために必要な事業を展開し、もって障害者の完全参加と平等の実現に寄与することを目的として、平成6年10月に設立された。

令和3年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① 広報・啓発事業
- ② 工賃アップ推進事業
- ③ 法人事業

(2) 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して基本財産へ充当した指定正味財産71,000,000円のうち、51,000,000円、71.8%を出資している。

5 社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会（公の施設の指定管理・補助金）

(1) 事業の概要

当法人は、沖縄県における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の推進及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の振興を図ることを目的に設置された。

県は、民間社会福祉活動の育成等を図るため補助金を交付するとともに、沖縄県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成14年沖縄県条例第48号）第3条の規定により、当法人を指定管理者として平成18年度から沖縄県総合福祉センターの管理を行わせている。

令和3年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① 社会福祉を目的とする事業の総合的企画及び実施
- ② 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ③ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、研究、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- ④ 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導助言及び助成
- ⑤ 市町村社会福祉協議会との相互連絡及び事業の調整
- ⑥ ボランティア活動の振興
- ⑦ 日常生活自立支援事業
- ⑧ 生活福祉資金貸付事業
- ⑨ 社会福祉振興基金の管理運営事業
- ⑩ 福祉人材及び高齢者無料職業紹介事業
- ⑪ 介護福祉士修学資金等貸付事業、保育士修学資金等貸付事業及び児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業
- ⑫ 沖縄県総合福祉センター指定管理運営事業

(2) 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり指定管理料及び補助金を交付している。

ア 指定管理料の交付

県が沖縄県総合福祉センターの管理に関する年度協定書第3条第1項に基づいて当法人に対し交付した指定管理料は、79,224,000円となっている。

なお、令和3年度の利用料金収入額は、18,822,008円となっている。

イ 補助金の交付

令和3年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
社会福祉協議会県費補助金	23,451,000	23,451,000	民生委員活動推進
社会福祉活動促進費補助金	157,167,335	152,578,000	福祉活動指導員設置費、日常生活自立支援事業等
高齢者無料職業紹介事業補助金	2,611,275	2,608,000	高齢者を対象とした無料職業紹介事業
介護福祉士修学資金等貸付事業費補助金	414,727,200	40,019,000	介護福祉士修学資金等貸付
保育対策総合支援事業費補助金	599,564,000	178,728,000	保育士修学資金貸付等事業
児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業補助金	31,670,976	3,166,000	児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業
生活福祉資金貸付事業補助金	33,157,125,984	33,116,054,000	生活福祉資金貸付事業
合 計	34,386,317,770	33,516,604,000	

6 沖縄県男女共同参画センター管理運営団体（公の施設の指定管理）

(1) 事業の概要

当団体は、沖縄県男女共同参画センターの管理運営業務を営むことを目的として平成24年7月に設立された。

県は、沖縄県男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第41号）第3条の規定により、当団体を指定管理者として平成24年12月から沖縄県男女共同参画センターの管理を行わせている。

令和3年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① 施設維持管理業務
- ② 図書業務
- ③ 自主事業（男女共同参画週間イベント、DV防止週間イベント等）

(2) 財政的援助等の内容

県が沖縄県男女共同参画センターの管理運営に関する年度協定書第3条に基づいて当団体に対し交付した指定管理料は、57,374,000円となっている。

なお、令和3年度の利用料金収入額は、11,983,505円となっている。

7 公益財団法人沖縄県生活衛生営業指導センター（出資・補助金）

(1) 事業の概要

当法人は、生活衛生関係営業の衛生施設の改善向上、経営の健全化の指導・相談を行うとともに、生活衛生同業組合の自立的活動の促進を図り、併せて利用者又は消費者の利益の擁護を図ることを目的として設立されている。生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）に基づき、昭和53年に社団法人沖縄県環境衛生環境同業組合協議会が設立され、昭和60年4月に財団法人沖縄県環境衛生営業指導センターに移行、法改正によ

り平成13年に「環境」を「生活」に変更、平成25年4月に公益財団法人に移行し現在に至っている。

令和3年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① 相談指導事業（相談室運営事業、税務相談事業、地区生活衛生営業相談指導事業、相談指導顧問設置事業、巡回指導事業、生活衛生関係営業経営改善資金融資等指導事業、生活衛生関係営業再生特別支援事業）
- ② 健康・福祉対策支援事業
- ③ 後継者育成支援事業
- ④ 情報化整備事業
- ⑤ 消費者等コールセンター事業
- ⑥ 知事推薦事務事業
- ⑦ 特別相談員等研修事業

(2) 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり資本金を出資するとともに、補助金を交付している。

ア 基本金の出資

基本金5,000,000円のうち、2,000,000円、40.0%を出資している。

イ 補助金の交付

令和3年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
生活衛生関係営業対策事業費補助金	17,660,154	17,660,154	生活衛生営指導センター事業費補助(人件費、事業費)

8 公益財団法人沖縄県畜産振興公社（出資・補助金）

(1) 事業の概要

当法人は、主要な家畜などの価格安定を図るとともに、生産振興及び流通合理化事業の助成等の措置を講じ、もって畜産及びその関連産業の健全な発展を促進することを目的に、昭和51年3月に設立された。

平成10年4月に沖縄県畜産物価格安定基金協会を統合、平成24年3月に社団法人沖縄県畜産会を統合、平成25年4月に公益認定を受け公益財団法人となっている。

令和3年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① 肉用子牛生産者補給金制度
- ② 肉用牛肥育経営安定交付金制度
- ③ 養豚経営安定交付金制度
- ④ 県産農林水産物輸出体制構築事業
- ⑤ 沖縄県肉用牛経営安定対策補完事業
- ⑥ 種豚等流通円滑化推進緊急対策事業
- ⑦ 沖縄県産畜産物学校給食提供推進事業

(2) 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり出資するとともに、補助金を交付している。

ア 正味財産への出資

基本金から基本財産に充当した指定正味財産702,850,000円のうち、602,850,000円、85.8%を出資している。

イ 補助金の交付

令和3年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県肉用牛肥育経営安定特別対策事業補助金	36,580,000	1,554,650	肥育経営者に対する補填金交付
沖縄県肉豚経営安定対策事業補助金	117,331,200	9,386,496	肉豚経営安定対策事業基金造成費
県産肥育ブランド力強化事業補助金	12,595,200	6,297,600	肥育素牛導入費用の補助
沖縄県産畜産物学校給食提供推進事業補助金	90,451,467	90,451,467	学校給食への県産畜産物の提供に対する補助
合 計	256,957,867	107,690,213	

9 公益社団法人沖縄県糖業振興協会（出資・補助金）

(1) 事業の概要

当法人は、本県におけるさとうきび生産振興、さとうきび品質取引制度の円滑な運営、分蜜糖及び含蜜糖の糖業振興対策を推進することにより、本県の地域において重要な役割を果たしているさとうきび作農家及び甘蔗糖企業の経営安定に寄与し、もって本県の地域社会の維持・発展に資することを目的に、昭和49年6月に設立された。

令和3年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① さとうきび生産振興対策の推進
- ② 品質取引推進事業
- ③ 沖縄糖業振興対策事業

(2) 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり基本金を出資するとともに、補助金を交付している。

ア 基本金の出資

基本金1,708,425,000円のうち、661,112,000円、38.7%を出資している。

イ 補助金の交付

令和3年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
さとうきび品質取引推進事業補助金	12,735,102	7,500,000	立会人設置費等
沖縄県糖業振興対策費補助金	991,147,116	638,233,797	分蜜糖振興対策
沖縄県糖業振興対策費補助金	2,204,641,739	2,175,547,933	含蜜糖振興対策
合 計	3,208,523,957	2,821,281,730	

10 沖縄県土地改良事業団体連合会（補助金）

(1) 補助の目的

市町村や土地改良区等、土地改良事業を行う者の協同組織により、土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保し、その共同の利益を増進させることを目的とする当連合会に対し、県は農業生産基盤と農村生活環境基盤の整備を図り、農業の近代化と農村の振興を期すため、土地改良事業等について補助金を交付している。

(2) 補助事業の内容

令和3年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
土地改良区体制強化事業補助金 (受益農地管理強化対策)	14,370,000	14,370,000	換地事務指導、換地等技術向上研修
土地改良区体制強化事業補助金 (施設・財務管理強化対策)	7,850,000	7,850,000	土地改良施設の診断管理指導等
土地改良施設維持管理適正化事業補助金	12,000,000	6,000,000	土地改良施設維持管理
土地改良調査設計事業補助金	69,900,000	52,425,000	調査・設計等
合 計	104,120,000	80,645,000	

11 公益財団法人沖縄県産業振興公社（出資・補助金・損失補償・貸付金）

(1) 事業の概要

当法人は、県内商工業の生産技術向上及び経営の合理化等を促進するため、設備の近代化、下請取引の円滑化、情報の収集・提供、中小企業の活性化、創造的中小企業の支援、経営革新等をバックアップする中小企業支援センター業務、その他産業振興に必要な事業を行い、もって本県産業の健全な発展に寄与することを目的として、昭和46年12月に財団法人沖縄県中小企業設備貸与公社として設立された。平成元年4月に財団法人沖縄県産業振興公社に名称変更、平成24年4月に公益認定を受け公益財団法人となっている。

令和3年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① 中小企業等の経営革新や経営基盤の強化に関する事業
- ② 創業及び新事業の創出やベンチャー企業の育成に関する事業
- ③ 県内企業等の海外展開に関する事業
- ④ 県内企業等の人材育成に関する事業

(2) 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり基本金を出資するとともに、補助金等の交付及び事業資金の貸付けを行っている。

ア 基本金の出資

基本金36,100,000円の全額を出資している。

イ 補助金の交付

令和3年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
産業振興基盤強化費補助金	65,620,581	65,620,581	人件費、事務費等 支援体制整備事業等 海外事務所管理運営 中小企業支援フォローアップ
中小企業総合支援事業費補助金	70,468,449	69,334,582	
海外事務所等管理運営事業補助金	135,219,527	135,219,527	
沖縄県産業振興基金事業補助金	3,978,681	3,978,681	
合 計	275,287,238	274,153,371	

ウ 損失補償金の交付

中小企業機械類貸与事業の損失補償について、損失補償契約に基づき22,009,994円を交付している。

エ 貸付金の状況

令和3年度における沖縄県中小企業機械類貸与資金貸付規程等に基づく貸付金の状況は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	前年度末残高	令和3年度		年度末残高
		貸付金	償還金	
機械類貸与資金貸付金	1,392,034,378	400,000,000	336,417,000	1,455,617,378
設備導入資金貸付金	31,345,000	0	13,082,500	18,262,500
合 計	1,423,379,378	400,000,000	349,499,500	1,473,879,878

12 一般財団法人沖縄 I T イノベーション戦略センター（出資・補助金）

(1) 事業の概要

当法人は、沖縄県経済の振興を図る産業支援機関として、最先端の I T イノベーションを活用する場や機会を提供することにより県内産業界の課題解決と新たな価値創造を実現することを目的に、平成30年5月に設立された。

令和3年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① ResorTech0kinawa未来創造事業
- ② GIGAスクール推進支援業務
- ③ アジア I T ビジネス活性化推進事業
- ④ 先端 I T 利活用促進事業
- ⑤ 沖縄県行政ネットワークの管理・保守業務
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症対策関係事業
- ⑦ 沖縄県補助事業（未来の I T 人材創造事業、サイバーセキュリティ人材創出促進事業）
- ⑧ その他自主事業

(2) 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり基本金を出資するとともに、補助金を交付している。

ア 基本金の出資

基本金355,000,000円のうち、150,000,000円、42.3%を出資している。

イ 補助金の交付

令和3年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
未来のIT人材創造事業補助金	1,394,027	1,115,221	学生等IT人材育成支援 サイバーセキュリティ人材育成
サイバーセキュリティ人材創出促進事業補助金	11,837,520	7,796,398	
合 計	13,231,547	8,911,619	

13 沖縄県中小企業団体中央会（補助金・貸付金）

(1) 事業の概要

県は、県内における中小企業等協同組合、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会の組織、事業及び経営の指導並びに連絡、その他組合の健全な発展を図るために必要な事業を行い、あわせて中小企業の振興を図ることを目的とする当中央会に対し、その事業を促進していくため、組織化指導費補助金を交付し、また組織強化育成資金貸付金の原資を貸し付けている。

(2) 財政的援助等の内容

県は、当中央会に対して次のとおり補助金を交付するとともに、貸付金の貸付けを行っている。

ア 補助金の交付

令和3年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県組織化指導費補助金	114,606,534	106,302,000	指導員及び職員の設置費、組合等の指導事業等

イ 貸付金の状況

令和3年度における沖縄県中小企業振興資金融資制度要綱に基づく貸付金の状況は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	前年度末残高	令和3年度		年度末残高
		貸付金	償還金	
組織強化育成資金	0	58,226,000	58,226,000	0

14 バイオセンター運営共同体（公の施設の指定管理）

(1) 事業の概要

当共同体は、沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの管理運営業務を営むことを目的として平成29年9月に設立された。県は、沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの

設置及び管理に関する条例（平成15年沖縄県条例第14号）第3条の規定により、当共同体を指定管理者として平成30年度から沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの管理を行わせている。

令和3年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① 利用許可、許可取消等に関する業務
- ② 利用料金の收受等に関する業務
- ③ センターの施設及び付属設備の維持及び修繕に関する業務
- ④ 受託加工分析事業

(2) 財政的援助等の内容

県が沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの管理に関する年度協定書第3条に基づいて当共同体に対し交付した指定管理料は、38,530,000円となっている。

なお、令和3年度の利用料金収入額は、53,686,831円となっている。

15 ANAスカイビルサービス株式会社（公の施設の指定管理）

(1) 事業の概要

県は、沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例（昭和62年沖縄県条例第42号）第3条の規定により、当法人を指定管理者として平成30年度から航空機整備施設の管理を行わせている。

令和3年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① 施設の維持管理に関する業務
- ② 施設の運営支援に関する業務

(2) 財政的援助等の内容

県が航空機整備施設の管理運営に関する年度協定書第4条に基づいて当法人に対し交付した指定管理料は、47,027,371円となっている。

16 沖縄国際物流拠点うるま地区管理運営企業体（公の施設の指定管理）

(1) 事業の概要

当企業体は、沖縄国際物流拠点産業集積地域うるま地区内賃貸工場及びうるま地区内企業立地サポートセンターの管理運営業務を営むことを目的として平成30年1月に設立された。県は、沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例第3条の規定により、当企業体を指定管理者として平成30年度から沖縄国際物流拠点産業集積地域うるま地区内賃貸工場及びうるま地区内企業立地サポートセンターの管理を行わせている。

令和3年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① 国際物流拠点産業集積地域うるま地区の維持管理に関する業務
- ② 企業誘致活動支援及び立地企業の事業支援に関する業務
- ③ その他管理運営業務に附帯する業務

(2) 財政的援助等の内容

県が沖縄国際物流拠点産業集積地域うるま地区内賃貸工場及びうるま地区内企業立地サポートセンターの管理運営に関する年度協定書第4条第1項に基づいて当企業体に対し交付した指定管理料は、33,174,167円となっている。

17 沖縄情報通信センター管理運営コンソーシアム（公の施設の指定管理）

(1) 事業の概要

当団体は、沖縄情報通信センターの管理運営業務を営むことを目的として平成29年10月に設立された。

県は、沖縄情報通信センターの設置及び管理に関する条例（平成26年沖縄県条例第56号）第3条の規定により、当団体を指定管理者として平成30年4月から沖縄情報通信センターの管理を行わせている。

令和3年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① 施設運営業務
- ② 建築設備の維持管理
- ③ 保安警備・清掃及び植栽管理
- ④ 防災管理等

(2) 財政的援助等の内容

県が沖縄情報通信センターの管理運営に関する年度協定書第3条に基づいて当団体に対し交付した指定管理料は、106,786,572円となっている。

18 公益財団法人沖縄県スポーツ協会（補助金）

(1) 補助の目的

県は、本県スポーツの振興と県民の健康、体力の増進を図るため、当法人の事業並びに運営に要する経費に対し補助金を交付している。

また、スポーツコンベンションの拡大発展を図ることを目的に、沖縄21世紀ビジョンの施策であるスポーツアイランド沖縄の形成に向けて、スポーツコンベンション誘致・受入のワンストップ窓口としてのスポーツコミッション沖縄の実施体制に要する経費に対し、補助金を交付している。

(2) 補助事業の内容

令和3年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

（単位：円）

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県社会体育活動費補助金	82,035,943	78,106,000	県民体育大会事業費 競技力向上対策事業費 スポーツ少年団育成事業費 スポーツ医・科学研究事業費
スポーツコミッション沖縄 体制整備事業補助金	30,003,579	30,000,000	
合 計	112,039,522	108,106,000	

19 株式会社コンベンションリンケージ（公の施設の指定管理）

(1) 事業の概要

県は、沖縄コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第44号）第3条の規定により、当法人を指定管理者として令和2年度から沖縄コンベンションセンターの管理を行わせている。

令和3年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① 利用許可、許可取消等に関する業務
- ② 利用料金の収受等に関する業務
- ③ センターの施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務

(2) 財政的援助等の内容

沖縄コンベンションセンターの管理運営に関する基本協定書第37条第1項に基づき、利用料金を当法人の収入としており、その収入をもって、当法人は本業務の実施に係る費用を賄っている。また、同条第2項に基づき、同協定書第61条に規定する自主事業に付随する収入等も同様に、当法人の収入としている。

なお、令和3年度の利用料金収入額は、299,167,000円となっている。

20 ザ・テラスホテルズ株式会社（公の施設の指定管理）

(1) 事業の概要

当法人は、昭和58年の沖縄県「ブセナリゾート事業計画」のホテル開発に伴い昭和60年「名護国際観光株式会社」として設立、平成14年に「ザ・テラスホテルズ株式会社」へ社名を変更した。

県は、万国津梁館の設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第45号）第3条の規定により、当法人を指定管理者として平成24年度から万国津梁館の管理を行わせている。

令和3年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① 利用許可、利用料金の収受に関する業務
- ② 施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務
- ③ その他津梁館の管理運営に関する業務

(2) 財政的援助等の内容

県が万国津梁館管理運営に関する年度協定書第3条に基づいて当法人に対し交付した指定管理料は、48,472,000円となっている。

なお、令和3年度の利用料金収入額は、22,157,756円となっている。

21 沖縄空手振興ビジョン推進パートナーズ（公の施設の指定管理）

(1) 事業の概要

当団体は、沖縄空手会館の管理運営業務を営むことを目的として令和元年10月に設立された。

県は、沖縄空手会館の設置及び管理に関する条例（平成28年沖縄県条例第28号）第3条の規定により、当団体を指定管理者として令和2年4月から沖縄空手会館の管理を行わせている。

令和3年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① 利用許可、撮影許可、利用許可の取消、原状回復命令等に関する業務
- ② 利用料金の収受、減免、返還等に関する業務
- ③ 観覧料の収受、減免、返還等に関する業務
- ④ 会館の施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務

(2) 財政的援助等の内容

県が沖縄空手会館の管理運営に関する年度協定書第4条に基づいて当団体に対し交付した指定管理料は、58,026,000円となっている。

なお、令和3年度の利用料金収入額は、11,251,162円となっている。

22 一般財団法人沖縄美ら島財団（公の施設の指定管理・補助金）

(1) 事業の概要

県は、当法人を指定管理者として、沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）第17条の規定により平成18年度から県営首里城公園の管理を、沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成20年沖縄県条例第49号）第4条の規定により平成25年度から沖縄県立名護青少年の家を、沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第4条の規定により平成28年度から沖縄県立博物館・美術館の管理を、都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の規定に基づき沖縄県が内閣府沖縄総合事務局より管理許可を受け、沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例（平成30年沖縄県条例第56号）第3条の規定により平成30年度（平成31年2月）から沖縄県国営沖縄記念公園内施設（首里城地区内施設、海洋博覧会地区内施設）の管理を行わせている。

令和3年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① 県営首里城公園の管理運営
- ② 沖縄県立名護青少年の家の管理運営
- ③ 沖縄県立博物館・美術館の管理運営
- ④ 沖縄県国営沖縄記念公園内施設（首里城地区内施設、海洋博覧会地区内施設）の管理運営
- ⑤ 亜熱帯性動植物の調査研究

(2) 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して下記のとおり指定管理料等を交付している。

ア 首里城公園の管理に関する年度協定書第4条に基づいて当法人に対し交付した指定管理料は、161,461,666円となっている。

なお、県営首里城公園の管理に関する基本協定書第33条から第35条に基づく令和3年度の利用料金収入額（駐車場収入）は、18,976,530円となっている。

イ 沖縄県立青少年の家の管理に関する年度協定書第3条に基づいて当法人に対し交付した指定管理料は、40,720,000円となっている。

なお、沖縄県立青少年の家の管理に関する基本協定書第37条に基づく令和3年度の利用料金収入額は、920,460円となっている。

ウ 沖縄県立博物館・美術館の管理運営に関する年度協定書第4条に基づいて当法人に対し交付した指定管理料は、339,850,000円となっている。

なお、沖縄県立博物館・美術館の管理運営に関する基本協定書第45条に基づく令和3年度の利用料金収入額（観覧料等収入）は、39,465,778円となっている。

エ 沖縄県国営沖縄記念公園内施設（首里城地区内施設）の管理運営に関する基本協定書第39条に基づき、当法人に対し指定管理料の交付は行っていないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け入場料収入が激減したため、同協定書第42条に規定する固定納付金相当額34,722,059円の補助金を交付している。

なお、同協定書第38条に基づく令和3年度の利用料金収入額（入場料収入）は、68,757,700円となっている。

オ 沖縄県国営沖縄記念公園内施設（海洋博覧会地区内施設）の管理運営に関する年度協定書第5条に基づいて当法人に対して交付した指定管理料は1,317,958,400円、沖縄県国営沖縄記念公園内施設（海洋博覧会地区内施設）の大規模修繕に関する年度協定書第4条に基づいて当法人に対し交付した指定管理料は、95,845,680円となっている。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受け入場料収入が激減したため、沖縄県国営沖縄記念公園内施設（海

博覧会地区内施設)の管理運営に関する基本協定書第41条に規定する固定納付金相当額275,297,948円の補助金を交付している。

なお、同協定書第37条に基づく令和3年度の利用料金収入額(入場料収入)は、806,898,430円となっている。

23 沖縄県住宅供給公社(出資・公の施設の指定管理・貸付金)

(1) 事業の概要

当社は、昭和41年に設立された「琉球土地住宅公社」を前身とし、昭和47年5月15日の復帰と同時に、地方住宅供給公社法に基づく公社に移行し、昭和47年8月に「沖縄県住宅供給公社」として発足している。

当社は、これまで分譲住宅事業など居住環境の良好な住宅や宅地を供給する事業等を行ってきたが、昭和53年度から県営住宅の管理業務等の受託事業を中心として事業を実施している。

県は、沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和48年沖縄県条例第45号)第65条の規定により、当公社を指定管理者として平成18年度から県営住宅(中部、南部地区)の管理を行わせている。

令和3年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① 公社住宅等の管理
 - ・賃貸住宅6団地527戸の管理業務
 - ・分譲住宅8団地16戸の割賦金収入の管理業務
 - ・分譲住宅8団地25戸の一部土地賃貸料収入の管理業務
- ② 保有資産の処分事業
 - ・未利用地の売却処分(宮平ハイツ) 53.00㎡
 - ・嶺井団地の建替余剰地の売却処分 1,969.53㎡
 - ・豊見城団地豊見城駐在所跡地の売却処分 285.58㎡
- ③ 受託業務
 - ・県営住宅管理業務(101団地 14,305戸)
 - ・豊見城市改良住宅管理業務(1団地 419戸)
 - ・浦添市営住宅管理業務(3団地 268戸)
 - ・県職員住宅管理業務(5団地 259戸)
 - ・県教職員住宅管理業務(44棟 275戸)
 - ・県営住宅建物明渡強制執行業務
 - ・県営住宅家賃滞納対策相談業務
 - ・県営住宅家賃等長期滞納整理業務
 - ・高齢者向け優良賃貸住宅の供給促進に係る付帯事務
 - ・住まいの総合相談窓口業務
 - ・県営住宅火災補修業務
 - ・浦添市営住宅火災補修業務
- ④ その他業務
 - 沖縄県居住支援協議会事務局

(2) 財政的援助等の内容

県は、当公社に対し次のとおり資本金を出資するとともに、指定管理料の交付及び資金の貸付を行っている。

ア 資本金の出資

資本金1,014,887,500円の全額を出資している。

イ 指定管理料の交付

県が、沖縄県営住宅等の管理に関する基本協定書第8条第1項に基づいて、当公社に対し交付した指定管理料は、合計219,631,000円である。

各地区ごとの内訳は以下のとおりである。

- ① 沖縄県営住宅等の管理に関する基本協定書（中部A地区） 57,683,000円
- ② 沖縄県営住宅等の管理に関する基本協定書（中部B地区） 53,686,000円
- ③ 沖縄県営住宅等の管理に関する基本協定書（南部地区） 108,262,000円

ウ 貸付金の状況

令和3年度における貸付金の状況は次のとおりである。

(単位：円)

区 分	前年度末残高	令和3年度		年度末残高
		貸付金	償還金	
沖縄県住宅供給公社貸付金	714,980,000	0	0	714,980,000

24 沖縄県住宅供給公社・株式会社山浩商事指定管理業務共同企業体（公の施設の指定管理）

(1) 事業の概要

県は、沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例第65条の規定により、当企業体を指定管理者として令和2年度から県営住宅（北部地区）の管理を行わせている。

令和3年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① 県営住宅の入居の手続に関する業務
- ② 入居者の指導及び連絡に関する業務
- ③ 県営住宅等の維持及び修繕に関する業務
- ④ その他（県営住宅の賠償責任保険業務、入居者アンケート調査の実施等）

(2) 財政的援助等の内容

県が、沖縄県営住宅等の管理に関する基本協定書（北部地区）第8条第1項に基づいて当企業体に対し交付した指定管理料（業務管理費）は19,165,000円、沖縄県営住宅等の管理に関する年度協定書（北部地区）第4条に基づいて当企業体に対し交付した指定管理料（維持修繕費等）は85,349,471円である。

25 沖縄県土地開発公社（出資）

(1) 事業の概要

当社は、公共用地、公有地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与することを目的として昭和47年12月に設立された。

令和3年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① あっせん等事業（沖縄県が施行する道路街路拡幅事業、公共公益施設用地等に必要用地を取得）
- ② 先行取得事業（内閣府が施行する胡屋北交差点改良工事事業の先行取得）

(2) 財政的援助等の内容

県は、当公社に対して基本財産20,000,000円の全額を出資している。

26 宮古空港ターミナル株式会社（出資）

(1) 事業の概要

当法人は、宮古空港をジェット化対応空港として整備する中、宮古空港ターミナルビルの管

理運営に当たるため、昭和52年11月にいわゆる第三セクター方式により設立された。

令和3年度における乗降客数は902,679人で、前年度802,650人に比べ100,029人増加（対前年度比112.5%）しているが、新型コロナウイルス感染症拡大前の一昨年度1,758,588人と比較すると855,909人減少している。

令和3年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① 宮古空港ターミナルビルの管理運営及び賃貸業
- ② 飲食物、加工食品、お土産品等の販売及び飲食店経営
- ③ 郵便切手、収入印紙、煙草、酒類販売
- ④ 広告宣伝及び広告代理業
- ⑤ 有料駐車場の経営

(2) 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して基本金1,254,800,000円のうち、337,500,000円、26.9%を出資している。

27 株式会社クリード沖縄（公の施設の指定管理）

(1) 事業の概要

県は、沖縄県港湾管理条例（昭和47年沖縄県条例第55号）第16条の規定により、当法人を指定管理者として平成31年度から西原・与那原マリパークの管理を行わせている。

令和3年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① 利用許可、許可取消等に関する業務
- ② 利用料金の収受等に関する業務
- ③ 本施設の維持及び修繕に関する業務
- ④ 本施設利用者の安全管理等の業務

(2) 財政的援助等の内容

西原・与那原マリパークの管理に関する協定書第35条に基づき、利用料金を当法人の収入とし、第38条に基づき、利用料金の収入をもって、本業務の実施に係る費用を賄っている。

また、当法人は同協定書第56条に基づき、自主事業を実施している。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、緊急事態宣言が発出された5月23日から9月30日の121日間、沖縄県の指示により、施設は臨時休園となった。この休園の影響により、施設利用者が減少したことから、協議により、県は当法人へ指定管理料33,889,000円を交付している。

28 サンライズリゾート与那原マリーナ管理運営共同企業体（公の施設の指定管理）

(1) 事業の概要

県は、沖縄県港湾管理条例第16条の規定により、当企業体を指定管理者として平成28年度から与那原マリーナの管理を行わせている。また、平成31年度からは、与那原マリーナ及び与那原船だまりの管理を行わせている。

令和3年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① 与那原マリーナ及び与那原船だまりの施設の維持管理
- ② 与那原マリーナ及び与那原船だまりの清掃業務・巡視等業務
- ③ 有料駐車場の管理運営
- ④ 与那原マリーナ給油施設の管理運営
- ⑤ その他自主事業

(2) 財政的援助等の内容

県が与那原マリーナの管理運営に関する年度協定書第4条第1項に基づいて当企業体に対し交付した指定管理料は、44,305,000円となっている。

なお、令和3年度の利用料金収入額（与那原船だまり分）は、2,001,560円となっている。

29 学校法人KBC学園（公の施設の指定管理・補助金）

(1) 事業の概要

県は、沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例第4条の規定により、当法人を指定管理者として平成22年度から沖縄県立糸満青少年の家の管理を行わせている。

令和3年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① 青少年に対する研修事業の実施に関する業務
- ② 青少年の家の利用料金の収受に関する業務
- ③ 青少年の家の施設等の維持及び修繕に関する業務

(2) 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり指定管理料及び補助金を交付している。

ア 指定管理料の交付

県が沖縄県立青少年の家の管理に関する年度協定書第3条に基づいて当法人に対し交付した指定管理料は、44,489,000円となっている。

なお、令和3年度の当法人の利用料金収入額は、946,360円となっている。

イ 補助金の交付

令和3年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県私立専修学校職業教育等振興費補助金（大学入学資格付与校）	43,179,846	7,239,000	専修学校職業教育振興
沖縄県私立専修学校職業教育等振興費補助金（職業実践専門課程）	6,483,158	6,231,000	専修学校職業教育振興
戦略的デジタルコンテンツ創出促進補助金	11,547,670	11,547,670	戦略的デジタルコンテンツ創出促進
沖縄県私立専修学校等感染症対策支援事業補助金	1,854,505	919,000	私立専修学校等感染症対策支援事業
合 計	63,065,179	25,936,670	

30 特定非営利活動法人ばんず（公の施設の指定管理）

(1) 事業の概要

県は、沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例第4条の規定により、当法人を指定管理者として平成24年度から沖縄県立宮古青少年の家の管理を行わせている。

令和3年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① 青少年に対する研修事業の実施に関する業務

- ② 青少年の家の利用料金の収受に関する業務
- ③ 青少年の家の施設等の維持及び修繕に関する業務

(2) 財政的援助等の内容

県が沖縄県立青少年の家の管理に関する年度協定書第3条に基づいて当法人に対し交付した指定管理料は、39,064,000円となっている。

なお、令和3年度の利用料金収入額は、25,590円となっている。

31 特定非営利活動法人八重山星の会（公の施設の指定管理）

(1) 事業の概要

県は、沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例第4条の規定により、当法人を指定管理者として平成24年度から沖縄県立石垣青少年の家の管理を行わせている。

令和3年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① 青少年に対する研修事業の実施に関する業務
- ② 青少年の家の利用料金の収受に関する業務
- ③ 青少年の家の施設等の維持及び修繕に関する業務

(2) 財政的援助等の内容

県が沖縄県立青少年の家の管理に関する年度協定書第3条に基づいて当法人に対し交付した指定管理料は、39,019,000円となっている。

なお、令和3年度の当法人の利用料金収入額は、653,280円となっている。

32 公益財団法人暴力団追放沖縄県民会議（出資）

(1) 事業の概要

当法人は、暴力団による不当な行為を防止し、安全で住みよい沖縄県の実現に寄与することを目的に、県民総ぐるみの暴力団追放運動の中核機関として暴力団追放の諸事業を行うため、平成3年11月に設立された。

令和3年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① 暴力団の不当行為の防止に関する広報啓発活動
- ② 民間の暴力団排除活動の支援
- ③ 暴力団の不当行為等に関する相談活動
- ④ 暴力団からの離脱援助活動
- ⑤ 不当要求防止責任者講習
- ⑥ 暴力団対策等に係る調査研究

(2) 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して基本財産に充当した正味財産589,334,500円のうち、468,985,500円、79.6%を出資している。